

児童補装具費の申請について



◎補装具費の申請をされる方へ（身体障害者手帳・難病に基づき作成する場合）

- 補装具費の申請や相談を行う窓口は、**杉並区役所 1 階「障害者施策課 障害福祉サービス係」**となります。
希望される方は、まずはこちらへご連絡・相談ください。

◎障害者総合支援法による補装具費の支給について

- 障害者総合支援法（児童福祉法含む）に基づき、支給します。
- 身体へ適合性と必要な機能がある補装具の費用が支給対象となります。※1
- 補装具費の支給対象となる補装具の個数は、原則として1種目につき1個です。※2
- 補装具には種目や型式ごとに耐用年数が設定されており、再支給の場合は耐用年数経過後に再支給可能となります。※3
- 障害内容等によっては補装具費の支給対象者とならない場合があります。

- ※1 ご相談なく、申請いただいた場合、希望の機種や備品等が、補装具費の支給基準と合致せず、内容の変更をしていただく事例が発生しています。手続きがスムーズに進まなかった場合、必要な時期に補装具が届かないことにもつながります。補装具を製作するという話が出ましたら、申請前に上記窓口までご相談ください。
- ※2 就労・就学状況、環境等によって2個支給が対象となる場合があるため、ご検討の際はご連絡下さい。
- ※3 一律に適応されるものではなく、障害内容の変化や児童の成長によって使用できない状態となった際に、再支給可能となる場合があるため詳細は障害福祉サービス係までご相談ください。

◎注意点

- 必要不可欠な補装具の費用を給付するものであるため、希望するデザインや嗜好等は公費支給の考慮、対象には含まれません。
- 希望の機種や備品等が高額なものであった場合、機能面で同等安価のものがないか、支給の妥当性を区で審議し公費対象の範囲を決定致するため時間を要します。
また、審議の結果、支給に至らない場合もありますのでご了承ください。
- 補装具費の支給にあたり、使用状況や目的・妥当性等を確認させていただくために、区職員が自宅訪問や受診等に同行をさせていただく場合があります。

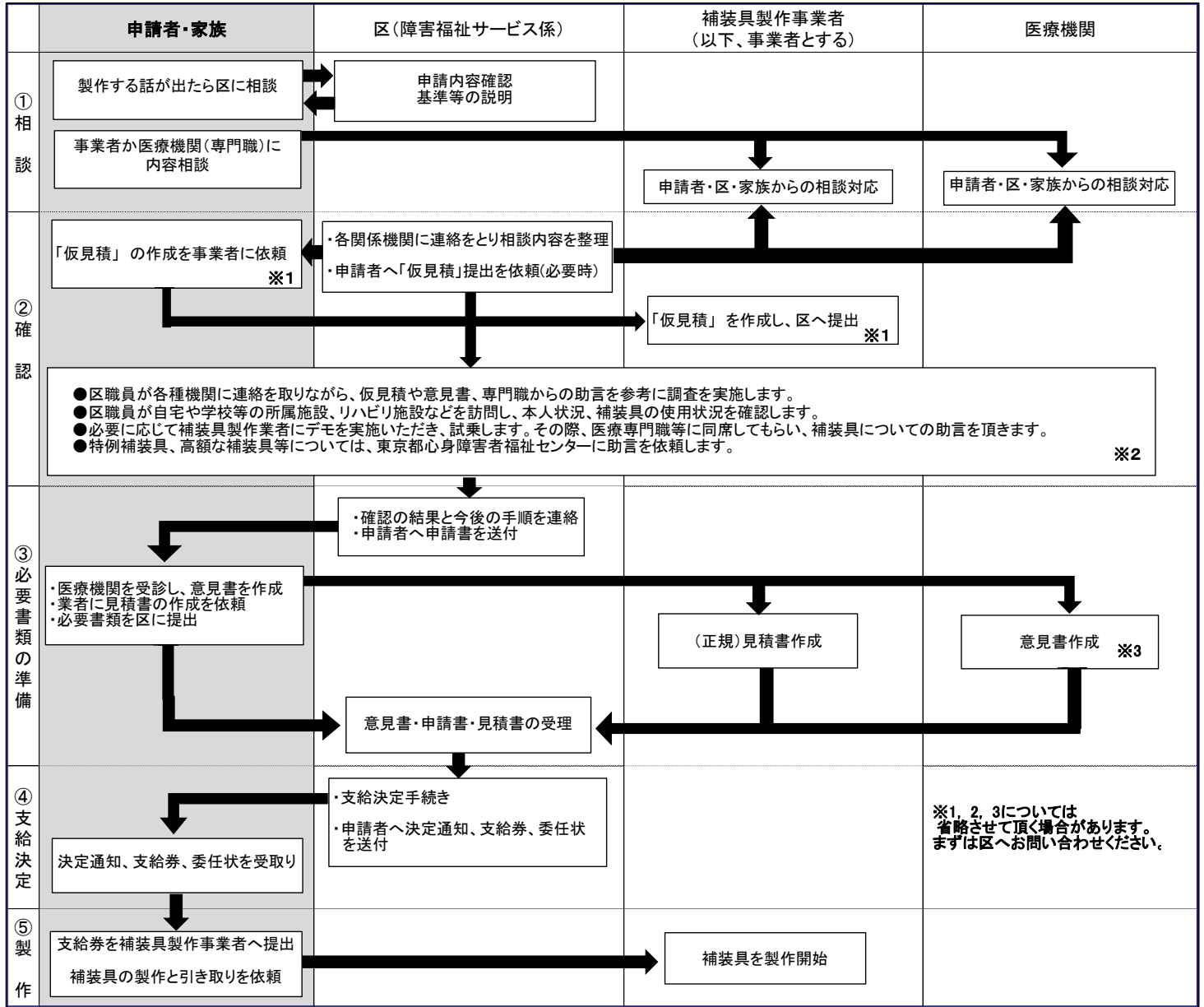


◎「義手、義足、義眼、上下肢・体幹・靴型 装具等」を初めて製作される方について

初めての補装具の製作は各種医療機関・医療保険での製作となります。

製作時は各種関係医療機関へご相談ください。

◎申請から決定までの流れ



◎支給後は使用状況を確認し、補装具製作事業者から適合報告書を提出していただく場合があります。



【お問い合わせ先】

- ◎ 杉並区役所 障害者施策課 障害福祉サービス係
- ◎ TEL : 03-3312-2111(代表)